

## 【政府あて要求書】

2025年2月17日

内閣総理大臣 石破 茂 殿  
内閣官房長官 林 芳正 殿

公務労組連絡会  
議長 桜井 眞吾

### 公務労組連絡会2025年春闘統一要求

物価高が労働者・住民を直撃し、あわせて実質賃金のマイナス傾向に歯止めがかからず、国民の生活悪化に拍車がかかっています。

このようなもと、生活改善できる大幅賃上げ・底上げは待ったなしの課題です。政府も生活を守る方策のひとつとして「物価上昇を上回る賃上げの定着」を最優先目標に据えています。また、日本経団連も「賃金引上げのモメンタムの維持・強化に向けて、2023年を起点の年、2024年を加速の年と位置付け、2025年はこの流れを定着させる年にしていきたい」と表明しています。

政府ができる賃上げ政策は、最低賃金の大幅引き上げと全国一律制の確立、ケア労働者の大幅賃上げを実現できる報酬改定など、多くあります。900万人以上の労働者に影響し、地域経済にも広く波及する公務員の大幅賃上げもそのひとつです。労働者・国民の生活改善、そして景気回復にむけて、政府の責任を果たすことを求めます。

他方、相次ぐ自然災害への対応をはじめ、自らの健康や家庭も顧みることできないような状況のなかで、公務労働者が先頭にたって国民の命・暮らし、権利、教育をまもるために昼夜を分かたず日々奔走しています。職員が安心して働けるような環境整備は使用者の責任であり、職員の労苦に報いる労働条件改善と、人員確保をはじめ十分な安全対策を政府の責任で講じるべきです。いま必要なのは、防衛費の大幅増額や大阪万博実施に予算を費やすのではなく、能登半島地震・豪雨からの復旧・復興と十分な被災者支援をはじめ、大幅増員等による国民のいのちや暮らしを守る公務・公共サービス、教育の体制と予算の確保です。

以上、私たちはこの春闘期において公務・民間、正規・非正規を問わず、すべての労働者の大幅賃上げ・底上げをはじめとする労働条件改善とともに公務・公共サービス、教育の拡充を求めます。

貴職におかれましては、この統一要求について十分な検討を行い、誠意をもって回答するよう求めます。

#### 記

##### 1. 賃金・昇格等の改善について

- (1) 国家公務員の賃金を月額28,000円（6.9%）以上（行政職(一)）引き上げること。
- (2) 非常勤職員の時給を200円以上引き上げること。
- (3) 行政職(一)一般職高卒初任給（1級5号俸）を216,000円、一般職大卒初任給（1

級25号俸)を248,000円に引き上げること。

- (4) 委託・派遣等を含めて、公務に従事するすべての労働者に時給1,500円以上を支給すること。
- (5) 定年引上げに伴う高齢期雇用の変化を踏まえ、高齢層の給与抑制措置を是正するなど、職務と生活の実態に見合った賃金水準に改善すること。
- (6) 「給与構造改革」「給与制度の総合的見直し」による地域間格差と世代間格差を解消すること。
- (7) 官民給与の比較は、早急に企業規模を1,000人以上に引き上げるなど、同種・同等比較を徹底すること。
- (8) 職員の生活と労働の実態を踏まえ、生計費と職務給の原則に沿った賃金水準に改善すること。
- (9) 一時金の支給月数を引き上げるとともに、勤勉手当の割合を縮小すること。  
また、役職傾斜支給と管理職加算を廃止し、全職員の支給水準の改善にあてること。
- (10) 公務の特殊性を踏まえ、退職手当制度を改善すること。当面は、「調整額」を廃止し、在職時の最高俸給と勤続年数を基礎とする算定方式にあらためること。
- (11) 諸手当は、以下の要求を実現すること。
  - ① 地域手当による地域間格差を解消すること。当面は、支給地域の拡大や支給割合の改善を図り、地域間格差を縮小すること。
  - ② 職員の自己負担を解消するため、通勤手当の支給要件・支給額を改善すること。  
また、自然災害等の発生に伴い、通勤方法の変更や宿泊が必要な場合には、通勤手当等を適正かつ柔軟に支給すること。
  - ③ 扶養手当の支給範囲・支給額を改善すること。
  - ④ 住居手当を改善すること。
  - ⑤ テレワークの利用に当たって、職員の経済的負担を解消するため、在宅勤務等手当の支給要件・支給額を改善すること。
  - ⑥ 介護員(看護助手)や介護福祉士の交替制勤務に対応する夜間介護手当を新設すること。当面は、夜間特殊業務手当を大幅に増額するなど、職務の実態に見合った支給水準を確保すること。
  - ⑦ 単身赴任手当の支給要件・支給額を改善すること。
  - ⑧ 超過勤務手当の支給割合を150%に、深夜勤務と休日給の支給割合を200%に引き上げること。また、正規の勤務時間を超えた出張の移動時間にも支給すること。
  - ⑨ 寒冷地手当の支給基準を是正し、支給額を改善するとともに、支給地域を拡大すること。
  - ⑩ 特殊勤務手当の支給範囲や対象職員を拡大するとともに、支給額を改善すること。
  - ⑪ 特勤勤務手当の支給基準を是正し、支給率を改善するとともに、支給官署を拡大すること。
  - ⑫ 宿日直手当を改善すること。

(12) 昇格改善は、以下の要求を実現すること。

- ① 各役職・官職の職務・職責を適正に評価し、級別標準職務表を抜本的に改正するとともに、昇格に見合った級別定数を確保すること。
- ② 行政職(一)初任給基準表を抜本的に改善すること。
- ③ 行政職(二)の部下数制限を撤廃し、職務の特性にふさわしい昇格基準を確立すること。
- ④ 本府省・地方の機関間、府省間、組織間、世代間、男女間等の昇格格差を是正すること。

## 2. 非常勤職員の雇用の安定・処遇改善について

(1) 非常勤職員制度を以下のとおり抜本的に見直すこと。

- ① 雇用の安定、常勤職員との均等・均衡待遇等を図る法制度を整備するとともに、そのために必要な予算を確保すること。
- ② 恒常的・専門的・継続的な業務に従事する非常勤職員を常勤化・定員化すること。

また、そのための措置として、総定員法を廃止するとともに、定員合理化に関わる閣議決定を撤回し、行政体制の整備・拡充を図ること。

(2) 非常勤職員の雇用の安定と身分保障の確立のため、以下の措置を講ずること。

- ① 任用は、公正な人事管理を実現するための法制度を整備するとともに、労働契約法の解雇権濫用法理や無期転換制度に準じた措置を講じること。
- ② 任命権者には、原則として任期を更新する義務を課すとともに、一律・一方的な「雇止め」を禁止し、常勤職員に準じた身分保障を措置すること。
- ③ 再採用や任期の更新に当たって、公募を必要とする原則を廃止すること。

(3) 常勤職員との均等・均衡待遇の実現のため、以下の措置を講じること。

- ① 職務給の原則、同一労働同一賃金等を基本として、常勤職員との均等・均衡待遇を確立すること。
- ② 勤務条件の決定を各府省任せにすることなく、公正な職務評価による待遇改善を実現するための法制度を整備するとともに、パートタイム・有期雇用労働法の不合理な待遇格差の禁止を適用すること。
- ③ 賃金は、行政職(一)1級5号俸を基礎として、学歴、経験年数、職務内容、職務経験等を考慮して決定すること。

また、昇給制度を創設するとともに、月給制を導入すること。

- ④ 生活関連手当をはじめ、諸手当の支給を拡充すること。  
また、一時金の支給月数を改善するとともに、勤勉手当を廃止して期末手当に一本化すること。
- ⑤ 休暇制度について、当面は、以下の措置を早急を実現すること。  
ア 無給の休暇を有給とすること。  
イ 年次休暇を採用の当初から取得できるようにすること。  
ウ 病気休暇等に定められた任期、勤務日数等の取得要件を撤廃・緩和すること。

- (4) 会計年度任用職員の雇用の安定や処遇改善のため、諸制度の改定と必要な予算措置を講じること。

### 3. 国民本位の行財政・司法の確立と要員確保等について

- (1) 国民の安全・安心の確保に資する国民本位の行財政・司法を確立すること。
- (2) デジタル化の推進にあたっては、国民の権利・福祉向上に資することを前提とし、個人情報の保護を十全に図ること。
- (3) 適正な人的体制と人材を確保し、デジタル行財政改革に基づく定員合理化、人手不足を口実とした行政DXによる過剰な業務改革を強行しないこと。
- (4) 地方交付税の「行革努力の反映」や「業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映」をあらため、住民本位の自治体運営に必要な地方交付税を確保・配分すること。
- (5) 公務・公共サービスの劣化につながる「市場化テスト法」を廃止すること。
- (6) 公務員の総人件費削減を中止し、要員確保や処遇改善に必要な予算を確保すること。また、業務の民間委託や派遣労働を導入・拡大せず、行政需要に見合う大幅な増員を図ること。
- (7) 「行政機関の職員の定員に関する法律」（総定員法）を廃止するとともに、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」等の閣議決定を撤回すること。  
また、2025年度以降の定員合理化目標数を撤廃するとともに、柔軟な定員管理を実現するなど、国家公務員を大幅に増員すること。
- (8) 教育現場の深刻な長時間過密労働、教員不足を解消するため、教職員定数の抜本的改善と長時間労働を抑制する時間外勤務手当・休日勤務手当を支給できるよう、給特法を改正すること。
- (9) 行政職(二)の不補充政策を撤廃すること。
- (10) 障がいのある職員の合理的配慮が確保されるよう、当事者を支援・サポートするための定員を措置すること。
- (11) 旧社会保険庁職員の分限免職処分を撤回し、安定した年金業務実施体制を確保すること。
- (12) 「道州制」「地方分権改革」による事務・権限の移譲や国の地方出先機関の廃止は実施しないこと。
- (13) 公共サービス基本法に基づき、国が委託する事務・事業で働く労働者の適正な労働条件を確保するため、「公契約法」を制定すること。

### 4. 高齢期雇用・定年延長について

- (1) 定年の段階的な引上げに関わって、以下の事項を実現すること。
- ① 60歳を超える職員の賃金は、その減額措置を廃止し、従事する職務の内容・職責、蓄積された知識・能力・経験など、高齢期にふさわしい生活が維持できる賃金水準とすること。
- ② 60歳以前の賃金は、現行水準を維持・改善すること。

- ③ 役職定年制は、職場実態を踏まえた運用を可能とすること。
  - ④ 安定的な公務・公共サービスを提供するため、必要な定員と級別定数を確保するとともに、経過的な取扱いを含めて柔軟に管理すること。
  - ⑤ 60歳以後の任用・給与・退職手当等の諸制度に関する情報提供と勤務の意思確認を必ず実施し、その実効性を確保すること。
- (2) 高齢期雇用の労働条件・勤務環境の整備について、以下の事項を実現すること。
- ① 長時間過密労働を解消するとともに、所定勤務時間の短縮、各種休暇制度の充実と運用改善を図るなど、職員が生涯にわたって健康で意欲をもって働き続けられる職場環境を整備すること。
  - ② 加齢により就労が困難な職種は、65歳まで働き続けられる職域を設けるなど、特別な措置を検討すること。
  - ③ 時間外労働の規制を強化すること。とりわけ、高齢期の夜勤・変則勤務の回数の制限や免除する措置を講じること。
  - ④ 再任用職員の賃金水準を大幅に引き上げるとともに、一時金と諸手当は、常勤職員との均等・均衡待遇を実現すること。  
また、再任用で継続勤務する職員は、退職前の年次休暇の繰越しを可能にすること。
  - ⑤ 暫定再任用制度は、定員と級別定数を確保するなど、希望者全員のフルタイム勤務を保障すること。
  - ⑥ 早期退職募集制度は恣意的に運用しないこと。

## 5. 民主的公務員制度と労働基本権の確立について

別添「労働基本権回復など公務員制度等に関する要求書」を実現すること。

## 6. 労働時間短縮、休暇制度など働くルールの確立について

- (1) 労働時間の短縮に向けて、以下のとおり改善すること。
- ① 所定勤務時間を「1日7時間 週35時間」に短縮すること。また、窓口取扱時間を設定すること。
  - ② 客観的な勤務時間管理を徹底し、超過勤務を大幅に縮減するとともに、不払い残業を根絶すること。
  - ③ 超過勤務の上限を月45時間、年間360時間とし、その徹底を図ること。
  - ④ 交替制勤務者をはじめとするすべての職員について、連続勤務時間を短縮し、勤務間インターバルを11時間以上確保すること。
- (2) 休暇制度を以下のとおり改善すること。
- ① 年次休暇、夏季休暇、結婚休暇を拡充すること。
  - ② リフレッシュ休暇を早期に新設すること。
  - ③ 出生サポート休暇を拡充とともに、不妊治療費を助成すること。
  - ④ インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の学校保健安全法に基づく出席停止措置等に対応するための休暇を新設すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症拡大防止のための休暇等を拡充すること。
- (4) 休暇・休業制度が取得しやすい環境を整備すること。
- (5) フレックスタイム制や早出勤務の実施等、勤務時間の変更は労働組合との協議に基づくこと。また、勤務時間の割振りは、職場や職員の生活の実態を踏まえ、適正に実施すること。
- (6) マイナンバー制度は直ちに廃止すること。  
また、個人番号カードは、身分証との一体化を中止するとともに、健康保険証利用等を口実として取得を強制しないこと。
- (7) 転居を伴う人事異動を縮小し、内示時期や赴任期間の柔軟な対応を可能とすること。
- (8) 職員一人当たりの執務スペースの拡充やバリアフリー化、障がい者への合理的配慮の徹底をはじめ、当事者が利用しやすい相談体制の構築など、誰もが働きやすい職場環境を整備すること。
- (9) 性的マイノリティの職場環境の改善等に関わって、以下の事項を実現すること。
  - ① 任用のすべての過程（募集（試験）、採用、昇給、昇任、昇格、退職管理等）で性的指向・性自認に関する差別やハラスメントを防止・根絶すること。
  - ② トランスジェンダーの特性に配慮したトイレ、更衣室等は、労働安全衛生の観点等を踏まえ、共用個室化等の施設整備を推進するとともに、柔軟な施設利用を可能とすること。
  - ③ 同性パートナーを対象とした諸手当（扶養・住居・単身赴任・寒冷地）の支給、各種休暇・休業制度や妊娠・出産・育児・介護の両立支援制度の利用を可能とすること。

## 7. 両立支援制度の拡充、男女平等・共同参画の推進について

- (1) 両立支援制度について、以下のとおり拡充すること。
  - ① 子の看護休暇を子ども一人につき5日以上とするとともに、保護者による看病や通院の同伴等の実態を踏まえ、適用対象年齢を中学校卒業前の子まで引き上げること。
  - ② 育児時間・育児短時間勤務の適用対象年齢を中学校入学前の子まで引き上げること。
  - ③ 誰もが育児参加しやすい職場環境を整備すること。
  - ④ 介護休暇の取得期間を延長し、取得・要件方法、要介護期間の制限撤廃等の改善を図ること。
  - ⑤ 短期介護休暇における要介護家族の定義と範囲を拡充すること。
  - ⑥ 育児や介護による休業中の所得保障を充実すること。
- (2) 男女平等・共同参画の推進に向けて、以下の措置を講じること。
  - ① 雇用の全ステージにおける男女差別を禁止するとともに、ジェンダーギャップを解消すること。

- ② 女性の大幅な登用を図るとともに、転居を伴う人事異動をその要件としないこと。
- ③ 各役職段階に占める女性の割合を男女の職員構成比率に準じたものとする。

## 8. 健康・安全確保、母性保護等について

(1) 職員の健康・安全を確保するため、以下の対策を講じること。

- ① 労使合意のもと、超過勤務規制、夜勤制限、勤務時間帯等の実効性のある基準を策定し、職員の健康安全確保と過労死防止対策を十全に講じること。
- ② 心の健康づくり対策を強化すること。
- ③ パワーハラスメントの防止等のための人事院規則の運用を徹底するとともに、すべてのハラスメントの根絶に向けて、実効性のある対策を講じること。
- ④ 看護師の夜勤は、3人以上・月6日以内に制限すること。
- ⑤ 一般健康診断・特別健康診断を充実させること。
- ⑥ 更年期障害に関わる措置等を新設すること。
- ⑦ ストレスチェック制度は、職員の自主性の確保、プライバシーの保護、不利益防止の措置等を徹底するとともに、実施経費の確保等を含め、労働組合との協議に基づき実施すること。
- ⑧ 行政機関やその職員等を対象とする外部からの暴言、暴力、違法・不当な要求等への人権・安全確保対策を講じること。
- ⑨ 感染症防止対策を十全に講じること。

(2) 母性保護のため、以下の措置を講じること。

- ① 産前休暇を8週間、産後休暇を10週間とし、産前6週間の就業禁止期間を設けるとともに、代替要員を確保すること。
- ② 妊産婦の身体的負担等を軽減するため、軽易な業務への転換、勤務時間短縮等を実施すること。また、妊娠障害休暇を新設すること。
- ③ 生理休暇を特別休暇に戻すこと。

(3) 国家公務員災害補償は、業務に起因する感染症やテレワークの利用に際しての事故等も含めて速やかに認定すること。

(4) 公務・通勤災害の各種給付水準を引き上げること。

## 9. 労働条件・業務関連予算等と共済制度について

(1) 超過勤務手当、職員厚生費をはじめ、職員の処遇改善に必要な予算措置を講じること。

(2) 旅費制度の運用に当たっては、職員の自己負担をすべて解消するとともに、とりわけ転居費等の支給手続を簡素化し、速やかに支給すること。

(3) 旅費、船員食卓料、庁費等の業務関連予算を拡充するとともに、支給水準を引き上げること。

- (4) 宿舎に入居することが認められる職員の類型を廃止し、新築やリノベーション、民間賃貸住宅の借受等を含め、必要な公務員宿舎を確保するとともに、そのための予算を大幅に増額すること。
- (5) 国家公務員宿舎使用料、駐車場使用料を引き下げること。
- (6) 年金制度は、支給開始年齢の60歳への引下げ、マクロ経済スライドの廃止等、抜本的に改善すること。当面は、厚生年金への一元化に伴う給付の引下げや掛金の引上げなどの不利益を是正すること。
- (7) 長期給付制度について、以下の要求を実現すること。
  - ① 保険料負担割合を掛金（労働者分）3、負担金（使用者分）7とすること。
  - ② 退職等年金給付の保険料は全額使用者負担とするとともに、支給額・支給期間を改善すること。

また、旧職域部分の経過支給を継続するとともに、支給額の引上げと支給対象の拡大を図ること。
  - ③ 交替制勤務、海上勤務等で心身の負担を伴う職種は、繰上げ支給を可能とすること。
  - ④ 標準報酬月額算定基礎から通勤手当・住居手当等の実費弁償の手当を除外すること。
- (8) 短期給付制度について、以下の改善を行うこと。
  - ① 本人と家族の自己負担を2割に戻すこと。
  - ② 特定検診・後期高齢者支援金等を抜本的に見直すこと。
  - ③ 各種附加給付の上限と最低保障額を引き上げること。
  - ④ 一部負担金払戻金、家族療養費等の附加給付の最低基準額を引き下げること。
- (9) 国家公務員共済組合連合会の運営審議会に国公労連をはじめとするすべての労働組合代表を参加させるなど、連合会と単位共済組合の運営の民主化を図ること。

## 10. 独立行政法人の制度等について

- (1) 独立行政法人・特殊法人・認可法人等の運営に当たっては、その自主性・自律性を保障するとともに、労働組合と協議するなど、職員の意見を反映させる仕組みとすること。
- (2) 必要な人員を確保するとともに、事業の安定性と継続性を保障する財政的な措置を講じること。
- (3) 組織、事務・事業等の見直しや労働条件は、労使自治のもとで決定するとともに、政府は不当に介入しないこと。

また、職員の雇用は国の責任で維持すること。
- (4) 有期雇用職員の無期転換権やパートタイム・有期雇用労働法に基づく均等・均衡待遇を保障できる予算を確保すること。

以 上